

改正案	現行
目次 第一章（略） 第二章 旅客自動車運送事業 第一節 一般旅客自動車運送事業（<u>第三条の二</u>—<u>第二十六条</u>） 第二節（略） 第三章（第六章）（略） 附則 （<u>法第三条第一号口の乗車定員</u>） <u>第三条の二</u> <u>法第三条第一号口の国土交通省令で定める乗車定員は、十</u> <u>一人とする。</u> （<u>一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様</u>） <u>第三条の三</u> <u>法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める運行の態様</u> <u>は、次のとおりとする。</u> 一 <u>路線定期運行</u> 二 <u>路線を定めて不定期に運行する自動車による乗合旅客の運送（以</u> <u>下「路線不定期運行」という。）</u> 三 <u>前二号に掲げるもの以外の乗合旅客の運送（以下「区域運行」と</u> <u>いう。）</u> （事業計画） 第四条 <u>法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線定期運行を行う一</u> <u>般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載す</u> <u>るものとする。</u>	目次 第一章（略） 第二章 旅客自動車運送事業 第一節 一般旅客自動車運送事業（<u>第四条</u>—<u>第二十六条</u>） 第二節（略） 第三章（第六章）（略） 附則

一 路線に関する次に掲げる事項
イハ (略)

二 (略)

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数

四・五 (略)

六 (略)

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

一・二 (略)

三 自動車車庫の位置
四 (略)

五 (略)

3 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 路線に関する次に掲げる事項

イ 起点及び終点の地名及び地番

ロ キロ程

ハ 主たる経過地

一 路線に関する次に掲げる事項

イハ (略)

ニ 専用自動車道を開設するものにあつては、その区間

二 (略)

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにその乗車定員ごとの数

四・五 (略)

六 専用自動車道を開設するものにあつては、次に掲げる事項

イ 車線数、計画速度、計画重量及び路面の種類（区間により異なるときは、区間ごとに明示すること。）

ロ 他の道路、鉄道又は軌道との交差位置及び交差方式

七 (略)

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図（縮尺五分の一以上の平面図）を添付するものとする。

一・二 (略)

三 (略)

四 沿線における学校、工場、名所、旧跡その他旅客の集散する場所及び沿線付近における鉄道の位置

五 専用自動車道の区間における他の道路、鉄道又は軌道との交差位置及び接続位置

六 (略)

二	主たる事務所及び営業所の名称及び位置
三	営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十 一人未満の事業用自動車の数
四	自動車車庫の位置及び収容能力
五	各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両 総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量
六	運行系統
七	乗降地点の名称及び位置並びに乗降地点間のキロ程
八	運行系統ごとの発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合 にあつては、当該発車時刻又は到着時刻
4	前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付する ものとする。
一	路線
二	営業所及び乗降地点の位置及び名称
三	自動車車庫の位置
四	運行系統
五	道路法による道路（種類を明示すること。）、自動車道及び一般 交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅 員並びに待避所の位置
六	縮尺及び方位
5	法第五条第一項第三号の事業計画のうち区域運行を行う一般乗合旅 客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものと する。
一	営業区域
二	主たる事務所及び営業所の名称及び位置
三	営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十 一人未満の事業用自動車の数
四	自動車車庫の位置及び収容能力
五	運送の区間
六	発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

6 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した図面を添付するものとする。

一 営業区域

二 営業所並びに発地及び着地の位置及び名称

三 自動車車庫の位置

四 縮尺及び方位

7・8 (略)

(申請書に添付する書類)

第六条 法第五条第二項の書類は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 十 (略)

2・3 (略)

(緊急調整措置)

第七条 法第八条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

三 第四条第八項第三号の地域にあつては、緊急調整地域における営業所に配置するタクシーの合計数の増加

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の上限の認可申請)

第八条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる場合には、前項の書類の添付を省略することができる。

一 (略)

二 一般乗合旅客自動車運送事業者が、廃止された一般乗合旅客自動

3・4 (略)

(申請書に添付する書類)

第六条 法第五条第二項の書類は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 専用自動車道を開設する場合で工事を要しない区間があるときは、その区間について第三十六条から第三十八条までの規定に準じ作成した書類及び図面

七 十一 (略)

2・3 (略)

(緊急調整措置)

第七条 法第八条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

三 第四条第四項第三号の地域にあつては、緊急調整地域における営業所に配置するタクシーの合計数の増加

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の上限の認可申請)

第八条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる場合には、前項の書類の添付を省略することができる。

一 (略)

車運送事業の路線と路線を共通にする部分について、廃止前に認可を受けていた運賃等の上限と同一の運賃等の上限の設定の認可の申請をする場合

三・四 (略)

五 前各号に掲げる場合のほか、一般乗合旅客自動車運送事業を営営している者が当該事業の運賃等の上限の設定又は変更の認可を申請する場合であつて、国土交通大臣（運賃等の上限の設定又は変更の認可の権限が地方運輸局長に委任されている場合に於ては、地方運輸局長。次項において同じ。）が必要ないと認めたとき。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の申請書に法第九条第三項の規定により届け出るべき運賃等の種類、額及び適用方法を記載した書類を添付することができる。この場合において、国土交通大臣が、法第九条第一項の規定による運賃等の上限の認可をしたときは、当該運賃等について同条第三項の規定による届出がなされたものとみなす。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 五 (略)

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。

3 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 (略)

二・三 (略)

四 前三号に掲げる場合のほか、一般乗合旅客自動車運送事業を営営している者が当該事業の運賃等の上限の設定又は変更の認可を申請する場合であつて、国土交通大臣（運賃等の上限の設定又は変更の認可の権限が地方運輸局長に委任されている場合に於ては、地方運輸局長。次項において同じ。）が必要ないと認めたとき。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、法第九条第三項の規定により届け出るべき運賃等を同条第一項の認可を受けた運賃等の上限の種類、額及び適用方法と同じものとする場合に於ては、第一項の申請書にその旨を記載した書類を添付することができる。この場合において、国土交通大臣が、法第九条第一項の規定による運賃等の上限の認可をしたときは、当該運賃等について同条第三項の規定による届出がなされたものとみなす。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 法第九条第三項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 五 (略)

2 次に掲げる場合には、前項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第六項に該当しないものとして国土交通大臣（運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長）が必要がないと認めたとき。

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）において協議が調つているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第五項に該当しないものとして国土交通大臣（運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長）が必要がないと認めたとき。

次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

（一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出）

第十条 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。

一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃

イ 定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの（以下「定期観光運送」という。）に係る運賃

ロ 専ら一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を超え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するものに係る運賃

ハ 一時的な需要のために地域及び期間を限定して運送するものに係る運賃その他旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運賃

二 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃（地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して国土交通大臣が認めたものを除く。）

三 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃（略）

3 法第九条第五項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、運賃（第一項第一号ハに掲げるものを除く。）にあつては当該運賃の実施予定日の三十日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ、次に掲げる事項を記載した運賃及

（一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出）

第十条 （略）

2 法第九条第四項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一（略）

二 設定又は変更しようとする運賃及び料金を適用する路線又は運送の区間

三 設定又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の運賃及び料金（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

五（略）

（一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出）

第十条の四（略）

2 法第九条の三第三項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定又は変更しようとする料金を適用する営業区域

三 設定又は変更しようとする料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の料金（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四 実施予定日

（事業計画の変更の届出等）

第十五条 法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業の種別（運行の態様の別を含む。）に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数（自動車車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車の数の増加に係るものを除く。以下この項において同じ。）並びにその常用車及び予備車の別の数並びにこれらのうち乗車

一（略）

二 設定又は変更しようとする料金を適用する路線

三 設定又は変更しようとする料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の料金（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四（略）

（一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出）

第十条の四（略）

2 第十条第二項の規定は、法第九条の三第三項の届出について準用する。この場合において、第十条第二項第二号中「路線」とあるのは、「営業区域」と読み替えるものとする。

（事業計画の変更の届出等）

第十五条 法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、次の掲げる事業の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車の別の数並びに乗車定員ごとの数（事業用自動車の大きさ又は重量の増加を伴う事項を除く。）

定員十一人未満の事業用自動車の数（事業用自動車の大きさ又は重量の増加を伴う事項を除く。次号において同じ。）

二 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数、運行系統並びに発地の発車時刻又は着地の到着時刻

三 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数、運送の区間並びに発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

四・五 (略)

2 (略)

第十五条の二 法第十五条第四項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 営業所について、イからニまでに掲げる事業の種別（運行の態様の別を含む。）に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 名称及び位置

ロ 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 名称及び位置（営業区域内における位置であつて、新設、変更又は当該営業区域内に他の営業所が存する場合における廃止に係るものに限る。）

ハ・ニ (略)

三 停留所又は乗降地点の名称及び位置並びに停留所間又は乗降地点間のキロ程

2 (略)

(運行計画)

第十五条の十二 法第十五条の三第一項の一般乗合旅客自動車運送事業

二・三 (略)

2 (略)

第十五条の二 法第十五条第四項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 営業所について、イからハまでに掲げる事業の種別の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

イ 一般乗合旅客自動車運送事業 名称及び位置

ロ・ハ (略)

三 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

2 (略)

(運行計画)

第十五条の十二 法第十五条の三第一項の一般乗合旅客自動車運送事業

の運行計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 運行系統（定期観光運送を目的として定めたものにあつては、その旨を明示すること。）

二 地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯における運行系統ごとの運行回数並びに始発及び終発の時刻（運行回数が地方運輸局長が指定する運行回数以下のものにあつては、運行時刻）

三（略）

2（略）

（運行計画の届出等）

第十五条の十三 法第十五条の三第一項又は第二項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の設定又は変更の届出をしようとする者は、運行の実施予定日の三十日前（行事等の事由による一時的な需要に応じた運行系統の設定又は変更に係る運行計画の設定又は変更の届出にあつては、七日前）までに、次に掲げる事項を記載した運行計画設定（変更）届出書を提出するものとする。

一（三）（略）

2（略）

第十五条の十四 法第十五条の三第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次に掲げるものとする。

一 地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯における運行系統ごとの運行回数（変更後の運行回数が当該区域について地方運輸局長が定める範囲内の回数となる変更に係るものに限る。）

二（略）

三 運行系統ごとの運行時刻（運行回数の変更に伴うものにあつては、変更後においても運行回数が当該区域について地方運輸局長が定める運行回数以下となる変更に係るものに限る。）

2（略）

の運行計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 運行系統（定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送すること（以下「定期観光運送」という。）を目的として定めたものにあつては、その旨を明示すること。）

二 運行系統ごとに地方運輸局長が指定する時間帯ごとの運行回数並びに始発及び終発の時刻（運行回数が地方運輸局長が指定する運行回数以下のものにあつては、運行時刻）

三（略）

2（略）

（運行計画の届出等）

第十五条の十三 法第十五条の三第一項又は第二項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の設定又は変更の届出をしようとする者は、運行の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運行計画設定（変更）届出書を提出するものとする。

一（三）（略）

2（略）

第十五条の十四 法第十五条の三第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次に掲げるものとする。

一 運行系統ごとに地方運輸局長が指定する時間帯ごとの運行回数（変更後の運行回数が当該運行系統について地方運輸局長が指定する範囲内の回数となる変更に係るものに限る。）

二（略）

三 運行系統ごとの運行時刻（運行回数の変更に伴うものにあつては、変更後においても運行回数が当該運行系統について地方運輸局長が指定する運行回数以下となる変更に係るものに限る。）

2（略）

(事業の管理の受委託の許可申請)

第二十一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 受託者が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号に規定する書類四 (略)

(事業の譲渡及び譲受の認可申請)

第二十二条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 譲受人が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号に規定する書類四 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る譲渡及び譲受にあつては、路線図

3 (略)

(法人の合併又は分割の認可申請)

第二十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般乗合旅客自動車運送事業等を承継する法人が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第六号又は第七号に規定する書類

(事業の管理の受委託の許可申請)

第二十一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 受託者が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第七号、第八号、第九号又は第十号に規定する書類四 (略)

(事業の譲渡及び譲受の認可申請)

第二十二条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 譲受人が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第七号、第八号、第九号又は第十号に規定する書類四 一般乗合旅客自動車運送事業に係る譲渡及び譲受にあつては、路線図

3 (略)

(法人の合併又は分割の認可申請)

第二十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般乗合旅客自動車運送事業等を承継する法人が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第七号又は第八号に規定する書類

四 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業を經營する法人の合併又は分割にあつては、路線図

3 (略)

(事業の休止及び廃止の届出等)

第二十五条 法第三十八条第一項の規定により、一般旅客自動車運送事業(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業を除く。)の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止(廃止)届出書を提出するものとする。

一 (略)

二 事業の種別

三 五 (略)

2 (略)

(申請書に添付する書類)

第二十八条 法第四十三条第四項で準用する法第五条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第三号、第四号、第六号(口を除く。)、第七号、第八号(口を除く。)、第九号(イを除く。)及び第十号に掲げる書類

二 三 (略)

(管理の委託の届出等)

第三十三条 (略)

2 6 (略)

7 第一項から第五項までの規定によりそれぞれ第二十一条から第二十五条までの規定を準用する場合において、第二十一条第一項第三号、第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第一号及び第二十四条第一項第三号中「事業の種別及び路線又は営業区域」とあるのは「路線

四 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する法人の合併又は分割にあつては、路線図

3 (略)

(事業の休止及び廃止の届出等)

第二十五条 法第三十八条第一項の規定により、一般旅客自動車運送事業(一般乗合旅客自動車運送事業を除く。)の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止(廃止)届出書を提出するものとする。

一 (略)

二 一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別

三 五 (略)

2 (略)

(申請書に添付する書類)

第二十八条 法第四十三条第四項で準用する法第五条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号(口を除く。)、第八号、第九号(口を除く。)、第十号(イを除く。)及び第十一号に掲げる書類

二 三 (略)

(管理の委託の届出等)

第三十三条 (略)

2 6 (略)

7 第一項から第五項までの規定によりそれぞれ第二十一条から第二十五条までの規定を準用する場合において、第二十一条第一項第三号、第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第一号及び第二十四条第一項第三号中「事業の種別及び路線又は営業区域」とあるのは「路線

又は営業区域」と、第二十一条第二項第三号及び第二十二条第二項第三号中「第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号」とあるのは「第六条第一項第六号（ロを除く。）、第七号、第八号（ロを除く。）」又は第九号（イを除く。）」と、第二十三条第二項第三号中「第六条第一項第六号」とあるのは「第六条第一項第六号（ロを除く。）」と、第二十四条第二項第二号中「履歴書及び資産目録」とあるのは「履歴書」と読み替えるものとする。

（法第七十八條第二号の者）

第四十八條 法第七十八條第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
- 二 農業協同組合
- 三 消費生活協同組合
- 四 医療法人
- 五 社会福祉法人
- 六 商工会議所
- 七 商工会

（自家用有償旅客運送）

又は営業区域」と、第二十一条第二項第三号及び第二十二条第二項第三号中「第六条第一項第七号、第八号、第九号又は第十号」とあるのは「第六条第一項第七号（ロを除く。）、第八号、第九号（ロを除く。）」又は第十号（イを除く。）」と、第二十三条第二項第三号中「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第七号（ロを除く。）」と、第二十四条第二項第二号中「履歴書及び資産目録」とあるのは「履歴書」と読み替えるものとする。

（使用等の届出）

第四十八條 法第七十八條第一項のトン数は、五トンとする。

2 法第七十八條第一項の規定により、届出対象自家用貨物自動車の使用の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用貨物自動車使用届出書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 経営する事業の種類、規模その他の概要
 - 三 自動車の自動車登録番号、車名、車体の形状及び最大積載量
 - 四 運送する主要貨物の種類及びその年間予定数量
- 3 前項各号に掲げる事項を変更しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出事項変更届出書を提出するものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 変更しようとする事項
- 4 法第七十八條第二項の規定により、届出対象自家用貨物自動車の使用の廃止の届出又は改造により届出対象自家用貨物自動車でなくなつた旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用廃止等届出書を提出するものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 使用廃止又は改造の年月日
 - 三 自動車の自動車登録番号

（共同使用の許可申請）

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）

二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者

ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

（有償運送の許可申請）

第五十条 法第七十八条第三号の規定により、自家用自動車の有償運送の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した有償運送

第四十九条 法第七十九条第一項の規定により、自家用自動車の共同使用の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当事者が連署した共同使用許可申請書を提出するものとする。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 各当事者が経営する事業の概要

三 自動車の乗車定員又は最大積載量ごとの数

四 期間を定めたときは、その期間

五 共同使用の理由

（有償運送の許可申請）

第五十条 法第八十条第一項の規定により、自家用自動車の有償運送の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した有償運送許

許可申請書を提出するものとする。

一 三 (略)

四 運送しようとする期日若しくは期間又は区間若しくは区域

五 (略)

(自家用有償旅客運送の種別)

第五十一条 法第七十九条の二第二項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一 市町村運営有償運送
- 二 過疎地有償運送
- 三 福祉有償運送

(申請書の記載事項)

第五十一条の二 法第七十九条の二第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 路線又は運送の区域（過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつて

可申請書を提出するものとする。

一 三 (略)

四 運送しようとする期日又は期間

五 運送しようとする区間

六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、地方公共団体が法第八十条第一項の許可を受けて自家用自動車を用いて乗合旅客の運送を行うことに關し、地域協議会において協議が調つている場合にあつては、当該地方公共団体は、次の事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

- 一 地方公共団体の名称
- 二 運送の開始予定日
- 三 運送しようとする区域

(貸渡しの許可申請)

第五十一条 法第八十条第二項の規定により、借受人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車貸渡許可申請書を提出するものとする。

一 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 貸渡人の事務所の名称及び所在地

三 貸渡しを必要とする理由

2 前項の申請書には、貸渡約款を記載した書類を添付するものとする。

は、運送の区域）

二 事務所の名称及び位置

三 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿

二 路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、路線図

三 法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類

四 市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議において協議が調つていることを証する書類

五 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第五十一条の七に規定する運営協議会において協議が調つていることを証する書類

六 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

七 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類

八 福祉自動車（第四十九条第三号イからニまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

九 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

十 第五十一条の二十に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

十一 第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

十二 第五十一条の二十二に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十三 過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

（運送の区域）

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

（自家用有償旅客運送者登録簿）

第五十一条の五 法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）は、第一号様式によるものとする。

（登録証）

第五十一条の六 国土交通大臣は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録の有効期間

- 三 名称及び住所
- 四 自家用有償旅客運送の種別
- 五 路線又は運送の区域

（法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき）

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議において、過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な過疎地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調つていないときとする。

（運営協議会の構成員等）

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - 六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行つている特定非営利活動法人等
- 2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験

を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

3| 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る過疎地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

一 福祉有償運送の用に供する福祉自動車その他の家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有

二 第五十一条の十六第一項に規定する運転者及び福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第五十一条の十六第三項に規定する運転者その他の乗務員の確保

三 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備

四 第五十一条の二十に規定する整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備

五 第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備

六 第五十一条の二十二に規定する家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 登録番号

三 自家用有償旅客運送の種別

四 第五十一条の二に規定する事項

五 運送しようとする旅客の範囲

2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。

3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。

4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

(変更登録)

第五十一条の十一 法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 登録番号

三 自家用有償旅客運送の種別

四 変更しようとする事項及び変更予定期日

2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるもの

二 市町村運営有償運送を行う者が第五十一条の二第一号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあつては、当該増加について、地域公共交通会議において協議が調っていることを証する書類

三 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う者が法第七十九条の二第

一 項第二号に掲げる事項を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、運営協議会において協議が調つていることを証する書類

四 登録証

3 国土交通大臣は、法第七十九条の七第二項において準用する法第七十九条の三第一項の規定により登録簿に登録したときは、登録証を訂正し、第一項の申請をした者に交付するものとする。

(法第七十九条の七第一項の事由)

第五十一条の十二 法第七十九条の七第一項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

一 運行している路線に係る道路又は橋梁の損壊等により、当該道路又は橋梁を安全に通行することができなくなつたこと。

二 前号に掲げるもののほか、道路法、道路交通法その他の法令の規定により、運行している路線に係る道路の通行が禁止され、又は制限されたこと。

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）

三 路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）

四 事務所の名称及び位置

五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

六 運送しようとする旅客の範囲

2 前項の事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記

載した登録事項変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 変更した事項

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されたもの

二 登録証

4 国土交通大臣は、法第七十九条の七第四項の登録をしたときは、登録証を訂正し、第二項の届出をした者に交付するものとする。

（旅客から收受する対価の揭示等）

第五十一条の十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

（旅客から收受する対価の基準）

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地

域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない
い
妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の適性診断を受けさせなければならない。

3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件を備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けていること。

二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件

を備えていること。

4| 第一項第一号及び前項第二号の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。

一| 講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二| 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

5| 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けようとする者は、申請書に告示で定める事項を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

6| 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、告示する。

(運行管理)

第五十一条の十七 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

2| 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十（同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十）で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

一| 旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の十二に規定する受験資格を有する者

二| 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の

九 第一項に規定する要件を備える者

三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者

3

第一項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車運送させないこと。

二 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、前条第二項の規定により適性診断を受けさせること。

三 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、前条第三項に規定する要件を備える者の乗務なしに同項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運送させないこと。

四 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第一項の規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。

五 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第二項の規定により乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。

六 第五十一条の十九第一項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。

七 第五十一条の二十一第二項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。

八 その他自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務

（安全な運転のための確認等及び乗務記録）

第五十一条の十八 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなけ

ればならない。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 運転者の氏名

二 乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示

三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離

四 道路交通法第七十二条第一項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第二条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

（運転者台帳及び運転者証）

第五十一条の十九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 自家用有償旅客運送者の名称

三 自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名、生年月日及び住所

四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ 運転免許証の番号及び有効期限

ロ 運転免許の年月日及び種類

ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

六 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

七 運転者の健康状態

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者

台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを二年間保存しなければならない。

3| 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一| 作成番号及び作成年月日

二| 自家用有償旅客運送者の名称

三| 運転者の氏名

四| 運転免許証の有効期限

五| 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

(整備管理)

第五十一条の二十| 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。

(事故の対応に係る責任者の選任等)

第五十一条の二十一| 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

2| 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において二年間保存しなければならない。

一| 運転者の氏名

二| 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示

三| 事故の発生日時

- 四 事故の発生場所
- 五 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名
- 六 事故の概要（損害の程度を含む。）
- 七 事故の原因
- 八 再発防止対策

（損害を賠償するための措置）

第五十一条の二十二 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

（自家用有償旅客運送自動車に関する表示等）

第五十一条の二十三 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

- 一 名称
- 二 「有償運送車両」の文字
- 三 登録番号
- 2 前項の標章の記載は、次に掲げるところによらなければならない。
 - 一 横書きであること。
 - 二 各文字の大きさは同じとし、縦及び横それぞれ五センチメートル以上であること。
- 3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えて置かなければならない。

（自家用有償旅客運送自動車内の掲示）

第五十一条の二十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車内に、当該自家用有償旅客運送者の名

称、当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名及び自動車登録番号並びに旅客から收受する対価に関する事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由
- 四 その他必要な事項

(苦情処理)

第五十一条の二十六 自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他自家用有償旅客運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

2 自家用有償旅客運送者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。

- 一 苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 苦情処理を担当した者

(登録証の返納)

第五十一条の二十七 自家用有償旅客運送者は、法第七十九条の登録の

有効期間が満了したとき、法第七十九条の十一の届出をするとき又は法第七十九条の十二第一項の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、登録証を運輸監理部長又は運輸支局長に返納しなければならない。

(有償貸渡しの許可申請)

第五十二条 法第八十条第一項の規定により、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車貸渡許可申請書を提出するものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(職員証)

第六十三条 法第九十四条第六項の規定による当該職員の身分を示す標章は、第二号様式による。

(自動車に関する表示)

第六十五条 法第九十五条の規定により、自動車の外側に表示しなければならない事項は、使用者の氏名、名称又は記号のほか、次の各号の区分によるものとする。

一 七 (略)

八 路線定期運行及び路線不定期運行の用に供する事業用自動車にあつては、第二号に掲げるもののほか、行先及び運行系統

九 区域運行の用に供する事業用自動車にあつては、第二号に掲げるもののほか、「区域乗合」

十 (略)

第五十二条 法第八十条第二項の規定により、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車貸渡許可申請書を提出するものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(職員証)

第六十三条 法第九十四条第六項の規定による当該職員の身分を示す標章は、別記様式による。

(自動車に関する表示)

第六十五条 法第九十五条の規定により、自動車の外側に表示しなければならない事項は、使用者の氏名、名称又は記号のほか、次の各号の区分によるものとする。

一 七 (略)

八 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する事業用自動車であつて、路線を定めて定期に運行するもの(行事等の事由による一時的な需要に応じて運行されるものを除く。)にあつては、第二号に掲げるもののほか、行先及び運行系統

九 (略)

(届出)

第六十六条 一般旅客自動車運送事業者(第三号に掲げる場合にあつては、相続人)、特定旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者及び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

一 四 (略)

五 法第十六条第二項、法第二十七条第二項(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)、法第三十条第四項、法第三十一条、法第四十三条第七項、法第七十五条第三項において準用する法第五十五条若しくは法第七十条、法第七十九条の九第二項又は法第八十四条第一項に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した行政庁

六 十 (略)

2・3 (略)

(地方的な路線の基準)

第六十七条 (略)

2 前項各号に掲げる処分が一般乗合旅客自動車運送事業の路線であつて路線不定期運行又は定期観光運送を行うものに係るものである場合(当該処分が路線不定期運行又は定期観光運送のみに係るものであるときに限る。)にあつては、同項の規定にかかわらず、当該一般乗合旅客自動車運送事業の路線は、地方的な路線とする。

(報告)

第七十条 地方運輸局長は、次に掲げるものに関し許認可等の処分をし、又は届出を受理したときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

一 国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客自動車運送事業

(届出)

第六十六条 一般旅客自動車運送事業者(第三号に掲げる場合にあつては、相続人)、特定旅客自動車運送事業者及び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

一 四 (略)

五 法第十六条第二項、法第二十三条の五第四項(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)、法第二十七条第二項(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)、法第三十条第四項、法第三十一条、法第四十三条第七項、法第七十五条第三項において準用する法第五十五条若しくは法第七十条又は法第八十四条第一項に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した行政庁

六 十 (略)

2・3 (略)

(地方的な路線の基準)

第六十七条 (略)

2 前項各号に掲げる処分が一般乗合旅客自動車運送事業の路線であつて定期観光運送を行うものに係るものである場合(当該処分が定期観光運送のみに係るものであるときに限る。)にあつては、同項の規定にかかわらず、当該一般乗合旅客自動車運送事業の路線は、地方的な路線とする。

(報告)

第七十条 地方運輸局長は、次に掲げるものに関し許認可等の処分をし、又は届出を受理したときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

一 国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客自動車運送事業

につき第八条、第九条、第十条、第十一条、第十四条（営業所の位置の変更に関する部分に限る。）、第十五条の十三（運輸期間の変更に関する部分に限る。）及び第十八条の書類

二（略）

2 地方運輸局長は、国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客自動車運送事業につき、法第十六条第二項、法第二十三条の三、法第二十七条第二項、法第三十条第四項、法第四十条、法第四十一条第一項又は法第八十四条第一項の規定による処分をしたときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

3・4 （略）

につき第八条から第十条まで、第十一条、第十四条（営業所の位置の変更に関する部分に限る。）、第十五条の十三（運輸期間の変更に関する部分に限る。）及び第十八条の書類

二（略）

2 地方運輸局長は、国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客自動車運送事業につき、法第十六条第二項、法第二十三条の三、法第二十三条の五第四項、法第二十七条第二項、法第三十条第四項、法第四十条、法第四十一条第一項又は法第八十四条第一項の規定による処分をしたときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

3・4 （略）

第1号様式（第51条の5関係）

自家用有償旅客運送者登録簿

登 録 番 号						
登録年月日及び 更新登録年月日						
名 称						
代表者の氏名						
住 所						
運 送 の 種 別	市町村運営有償運送		過疎地有償運送		福祉有償運送	
事務所の名称 及 び 位 置	名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置
路 線 又 は 運 送 の 区 域						
運 送 す る 旅 客 の 範 囲						
備 考						

[illegible]

		()	()	()	()	()		()
		()	()	()	()	()		()
		()	()	()	()	()		()

第 2 号様式（第 6 3 条関係）

（略）

（道路運送法抜粋） 第 9 4 条 3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は<u>道路運送事業者、自家用有償旅客運送者</u>その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（<u>道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。</u>）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 （略） <u>第 9 8 条の 3</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、3 0 万円以下の罰金に処する。 （4） （略）	↑ （ 査 ） ↓
← （略） →	

別記様式（第 6 3 条関係）

（略）

（道路運送法抜粋） 第 9 4 条 3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は<u>道路運送事業者</u>その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（<u>道路運送事業又は自動車の管理に係るものに限る。</u>）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 （略） <u>第 9 8 条の 2</u> 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、3 0 万円以下の罰金に処する。 （4） （略）	↑ （ 査 ） ↓
← （略） →	

改 正 案	現 行
第三条 法第四十八条第一項第一号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。 一 車両総重量八トン以上の自家用自動車 二 車両総重量八トン未満で乗車定員十一人以上の自家用自動車 三 次に掲げる自動車であつて、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十条第一項の規定により受けた許可に係る自家用自動車（前二号に掲げるもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。） イ（略） 2 法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。 一 法第六十一条第二項第二号に規定する自家用乗用自動車 二 患者の輸送の用に供する車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車（人の運送の用に供する三輪のものを除く。） 3 法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。 一 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（前項に規定するものを除く。） 二 道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し出す自家用自動車	第三条 法第四十八条第一項第一号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。 一 乗車定員十一人以上の自家用自動車 二 乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車 三 次に掲げる自動車であつて、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十二条の規定により受けた許可に係る自家用自動車（前二号に掲げるもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。） イ（略） 2 法第四十八条第一項第三号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。 一 道路運送法施行規則第五十二条の規定により受けた許可に係る自家用自動車（前項各号に掲げるものを除く。） 二 専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車 三 自家用小型二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。） 四 自家用三輪自動車 五 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車、小型自動車及び軽自動車 六 自家用大型特殊自動車 七 自家用検査対象外軽自動車 3 法第四十八条第一項第三号の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる検査対象軽自動車（道路運送法施行規則第五十二条の規定により受けた許可に係るものを除く。）とする。 一 貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車 二 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車（人の運送の用に供する三輪のものを除く。）

三	貨物の運送の用に供する自家用普通自動車及び小型自動車
四	専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車
五	自家用小型二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）
六	自家用三輪自動車
七	広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車及び小型自動車
八	自家用大型特殊自動車
九	自家用検査対象外軽自動車

改 正 案	現 行
（整備管理者の選任） 第三十一条の三 法第五十条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。 一 （略） 二 乗車定員十一人以上二十九人以下の自家用自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項の許可に係るものを除く。） 二両 三・四 （略） 第三十七条 （略） 2 （略） 3 法第六十一条第二項第二号の国土交通省令で定める人の運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。 一 車両総重量八トン以上の自家用自動車 二 乗車定員十一人以上の自家用自動車 三 道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車 四 専ら幼児の運送を目的とする自家用自動車 五 自家用三輪自動車 六 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用自動車 七 自家用大型特殊自動車	（整備管理者の選任） 第三十一条の三 法第五十条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。 一 （略） 二 乗車定員十一人以上二十九人以下の自家用自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第二項の規定に基づく貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可に係るものを除く。） 二両 三・四 （略） 第三十七条 （略） 2 （略）

改 正 案	現 行
別記様式（第35条関係） (略) (道路運送法抜粋) 第94条 3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 (略) 第98条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。 (19) (略) 第98条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。 (4) (略) (略)	別記様式（第35条関係） (略) (道路運送法抜粋) 第94条 3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 (略) 第98条 次の各号の一に該当する者は、100万円以下の罰金に処する。 (17) (略) 第98条の2 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。 (4) (略) (略)

改 正 案	現 行
（報告書の提出） 第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）<u>、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。</u> 2・3 （略） （速報） 第四条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、<u>特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに前条の自家用自動車の使用者は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）につき、第二条第一号に該当する事故であり、かつ、同条第二号に該当する事故若しくは同条第三号に該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、</u>第三条第一項の規定によるほか、電話、電報その他適当な方法により、二十四時間以内に、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。	（報告書の提出） 第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）<u>及び特定第二種貨物利用運送事業者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。</u> 2・3 （略） （速報） 第四条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者<u>及び特定第二種貨物利用運送事業者並びに前条の自家用自動車の使用者は、その使用する自動車（自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）につき、第二条第一号に該当する事故であり、かつ、同条第二号に該当する事故若しくは同条第三号に該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、</u>第三条第一項の規定によるほか、電話、電報その他適当な方法により、二十四時間以内に、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

2

(略)

2

(略)

改 正 案	現 行
（事業承継の届出） 第六条（略） 2 （略） 3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 一 （略） 二 買受人が現に一般旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、自動車道事業、自動車ターミナル事業又は第二種貨物利用運送事業を経営する者でないときは、それぞれ道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）<u>第六条第一項第六号、第七号、第八号若しくは第九号に規定する書類、貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第六号、第七号若しくは第八号に規定する書類、自動車道事業規則（昭和二十六年運輸、建設省令第二号）第四条第二項第九号、第十号、第十一号若しくは第十二号に規定する書類、自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第一条第一項第四号、第五号若しくは第六号に規定する書類又は貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十九条第一項第四号、第五号若しくは第六号に規定する書類</u> 三・四 （略）	（事業承継の届出） 第六条（略） 2 （略） 3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 一 （略） 二 買受人が現に一般旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、自動車道事業、自動車ターミナル事業又は第二種貨物利用運送事業を経営する者でないときは、それぞれ道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）<u>第六条第一項第七号、第八号、第九号若しくは第十号に規定する書類、貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第六号、第七号若しくは第八号に規定する書類、自動車道事業規則（昭和二十六年運輸、建設省令第二号）第四条第二項第九号、第十号、第十一号若しくは第十二号に規定する書類、自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第一条第一項第四号、第五号若しくは第六号に規定する書類又は貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十九条第一項第四号、第五号若しくは第六号に規定する書類</u> 三・四 （略）

○自動車運送事業等監査規則（昭和三十年運輸省令第七十号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（監査事項） 第三条 監査は、次の各号について行う。 一 免許、許可、登録、認可、認定、認証及び届出に係る事項の実施状況 二 六 （略）	（監査事項） 第三条 監査は、次の各号について行う。 一 免許、許可、認可、認定、認証及び届出に係る事項の実施状況 二 六 （略）

改 正 案	現 行
（揭示事項） 第五条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。第四十八条の十第一号イを除き、以下「法」という。）第十二条第一項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。 一 （略） 二 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、当該営業所に係る運行系統 三 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、前号の運行系統ごとの運行回数、始発及び終発の時刻、運行間隔時間並びに他の営業所及び主な停留所への運行所要時間 四 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者が、発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合にあつては、当該発車時刻又は到着時刻 五 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間 2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を停留所において、公衆に見やすいように揭示しなければならない。 一 五 （略） （事業の休止及び廃止等の揭示） 第七条 （略） 2 一般旅客自動車運送事業者は、営業区域の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除くほか、休止し、又は廃止しようとする日の少なくとも七日前にその旨を営	（揭示事項） 第五条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。第四十八条の十第一号イを除き、以下「法」という。）第十二条第一項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。 一 （略） 二 当該営業所に係る運行系統 三 前号の運行系統ごとの運行回数、始発及び終発の時刻、運行間隔時間並びに他の営業所及び主な停留所への運行所要時間 2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を停留所において、公衆に見やすいように揭示しなければならない。 一 五 （略） （事業の休止及び廃止等の揭示） 第七条 （略） 2 一般旅客自動車運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、営業区域の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除くほか、休止し、又は廃止しよ

業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(運賃の払戻し等)

第九条 (略)

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、乗車券の様式の変更その他の理由によりすでに発行した乗車券を無効とする場合は、無効とする日の少なくとも一月前に、公示の日から無効とする日の少なくとも二月後の日までの間において乗車券の引換又は運賃の払戻をする旨の公示を営業所及び当該乗車券に係る通用区間を運行する事業用自動車内にしなければならぬ。

3 (略)

(早発の禁止)

第十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第五条第一項第三号及び第二項第三号の規定により営業所及び停留所に掲示した発車時刻又は同条第一項第四号若しくは第五号の規定により営業所に掲示した発車時刻前に、事業用自動車を発車させてはならない。

(事故に関する掲示)

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により事業計画又は運行計画に定めるところに従つて事業用自動車を運行することができなくなつたため、旅客の利便を阻害するおそれがある場合は、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

一 四 (略)

五 旅客が当該運行系統又は運送の区間に代えて利用することができ、他の運行系統若しくは運送の区間又は運送事業がある場合には、その概要

うとする日の少なくとも七日前にその旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(運賃の払戻し等)

第九条 (略)

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、乗車券の様式の変更その他の理由によりすでに発行した乗車券を無効とする場合は、無効とする日の少なくとも一月前に、公示の日から無効とする日の少なくとも二月後の日までの間において乗車券の引換又は運賃の払戻をする旨の公示を営業所及び当該乗車券に係る運行系統を運行する事業用自動車内にしなければならぬ。

3 (略)

(早発の禁止)

第十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第五条第一項第三号及び同条第二項第三号の規定により営業所及び停留所に掲示した発車時刻前に、事業用自動車を発車させてはならない。

(事故に関する掲示)

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により事業計画又は運行計画に定めるところに従つて事業用自動車を運行することができなくなつたため、旅客の利便を阻害するおそれがある場合は、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

一 四 (略)

五 旅客が当該運行系統に代えて利用することができる他の運行系統又は運送事業がある場合には、その概要

(運行記録計による記録)

第二十六条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合（路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあつては起点から終点までの距離が百キロメートルを超える運行系統を運行する場合、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあつてはその運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合に限る。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 事業用自動車の運行の状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（当該許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）を除く。）は、地域の指定があつた日から一年を超えない範囲内において地方運輸局長が定める日以後においては、指定地域内にある営業所に属する事業用自動車の運転者が乗務した場合（事業用自動車の運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合を除く。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を運転者ごとに整理して一年間保存しなければならない。

3 地方運輸局長は、前項の地域及び日の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(運転基準図等)

第二十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した運転基準図を作成して営業所に備え、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指導をしなければならない。

一 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、停留所又は乗降地点の名称及び位置並びに隣接

(運行記録計による記録)

第二十六条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合（一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあつては、起点から終点までの距離が百キロメートルを超える運行系統を運行するときに限る。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 第二十二条第一項の一般乗用旅客自動車運送事業者（当該許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）を除く。）は、同項の地域の指定があつた日から六月を経過した日（地域の指定があつた日から六月を経過した日以後に指定地域内にある営業所について運輸を開始する場合は、運輸を開始する日）以後においては、指定地域内にある営業所に属する事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を運転者ごとに整理して一年間保存しなければならない。

(運転基準図等)

第二十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した運転基準図を作成して営業所に備え、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指導をしなければならない。

一 停留所の名称及び位置並びに隣接する停留所間の距離

する停留所間又は乗降地点間の距離

二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、標準の運転時分及び平均速度

三 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、道路の主なこう配、曲線半径、幅員及び路面の状態

四・五 (略)

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、主な停留所の名称、当該停留所の発車時刻及び到着時刻その他運行に必要な事項を記載した運行表を作成し、かつ、これを事業用自動車の運転者に携行させなければならない。

(運転者の選任)

第三十五条 旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

(事業用自動車内の掲示)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定により車掌を乗務させないで事業用自動車を旅客の運送の用に供する場合には、当該事業用自動車内に、当該自動車の停車する停留所又は乗降地点の名称を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(有償運送の許可を受けた自家用自動車の運行の管理)

第四十七条の八 旅客自動車運送事業者は、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定し

二 標準の運転時分及び平均速度

三 道路の主なこう配、曲線半径、幅員及び路面の状態

四・五 (略)

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、主な停留所の名称、当該停留所の発車時刻及び到着時刻その他運行に必要な事項を記載した運行表を作成し、かつ、これを事業用自動車の運転者に携行させなければならない。

(運転者の選任)

第三十五条 旅客自動車運送事業者は、事業計画（一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

(事業用自動車内の掲示)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定により車掌を乗務させないで事業用自動車を旅客の運送の用に供する場合には、当該事業用自動車内に、当該自動車の停車する停留所の名称を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(乗合旅客の運送の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者への準用)

第四十七条の八 第五条、第八条、第九条、第十二条、第十七条、第二

て自家用自動車を用いて旅客の運送を行うときは、第十五条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、第二十七条、第二十八条、第二十八条の二、第三十七条、第三十八条及び第四十三条第二項の規定に準じて、当該自家用自動車の運行の管理を行わなければならない。

(運行管理者の選任)

第四十七条の九 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる営業所ごとに同表の第三欄に掲げる種類の運行管理者資格者証(以下「資格者証」という。)を有する者の中から、同表の第四欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。

事業の種類	運行管理者の選任が必要な営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
一 一般乗合旅客自動車運送事業	乗車定員十一人以上の事業用自動車の運行を管理する営業所及び乗車定員十人以上の事業用自動車五両以上の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	(略)

十七条並びに第四十二条第三項及び第四項の規定は、一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受けて、路線を定めて定期に運行する事業用自動車により乗合旅客を運送する場合(行事等の事由による一時的な需要に応じて運行される場合を除く。)について準用する。

2|

前項の規定により第八条又は第二十七条の規定を準用する場合における当該許可に係る運送については、それぞれ第十条第一項又は第二十八条及び第二十八条の二の規定は適用しない。

(運行管理者の選任)

第四十七条の九 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる営業所ごとに同表の第三欄に掲げる種類の運行管理者資格者証(以下「資格者証」という。)を有する者の中から、同表の第四欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。

事業の種類	運行管理者の選任が必要な営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
一 一般乗合旅客自動車運送事業	事業用自動車の運行を管理する営業所	一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	(略)

二 一般貸切旅客自動車運送事業	(略)	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	(略)
三 一般乗用旅客自動車運送事業	(略)	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	(略)
四 特定旅客自動車運送事業	(略)	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	(略)

2 | 旅客自動車運送事業者が、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて行う旅客の運送に係る前項の規定の適用については、同項の表中「管理する事業用自動車」とあるのは「管理する事業用自動車及び自家用自動車」と、同表第一号及び第四号中「及び乗車定員十人

二 一般貸切旅客自動車運送事業	(略)	一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	(略)
三 一般乗用旅客自動車運送事業	(略)	一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	(略)
四 特定旅客自動車運送事業	(略)	一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	(略)

2 | 一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受け、かつ、乗車定員十一人以上の自動車を使用して行う乗合旅客の運送に係る前項の規定の適用については、同項の表第二号中「一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」とあるのは「一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般貸切旅客自動車

以下の事業用自動車」とあるのは「並びに乗車定員十人以下の事業用自動車及び自家用自動車」と、同表第三号中「事業用自動車五両以上」とあるのは「事業用自動車及び自家用自動車五両以上」とする。

(運行管理者の業務)

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 一十 (略)

十一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第二項の運行表を作成し、これを事業用自動車の運転者に携行させること。

十二 十九 (略)

2 前項の運行管理者は、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合においては、前項(第十三号、第十五号及び第十八号を除く。)の規定に準じて当該自家用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わなければならない。

(資格者証の様式及び交付)

第四十八条の六 (略)

2 資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し又はこれに類するもの及び次の各号のいずれかの書類を添付して、提出しなければならない。

一 運行管理者試験(以下「試験」という。)の合格通知

運送事業運行管理者資格者証」とする。

3 一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受け、かつ、乗車定員十人以下の自動車を使用して行う乗合旅客の運送に係る第一項の規定の適用については、同項の表第二号中「事業用自動車の運行を管理する営業所」とあるのは「事業用自動車五両以上の運行を管理する営業所」と、「一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」とあるのは「一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」とする。

(運行管理者の業務)

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 一十 (略)

十一 一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第二項の運行表を作成し、これを事業用自動車の運転者に携行させること。

十二 十九 (略)

(資格者証の様式及び交付)

第四十八条の六 (略)

2 資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し又はこれに類するもの及び次の各号のいずれかの書類を添付して、提出しなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じて、同表の下欄に掲

げる種類の運行管理者試験（以下「試験」という。）の合格通知

資格者証の種類	試験の種類
一 一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者試験
二 一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者試験
三 一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者試験
四 特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者試験、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者試験又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者試験

二 前条第一項各号のいずれかに該当することを証する書類
3 (略)

(運転者)
第五十条 (略)

2 4 (略)

5 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中第二十七条第二項の運行表を携行しなければならない。

6 10 (略)

二 前条各号のいずれかに該当することを証する書類
3 (略)

(運転者)
第五十条 (略)

2 4 (略)

5 一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中第二十七条第二項の運行表を携行しなければならない。

6 10 (略)

11 第五項の規定は、一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受けて、路線を定めて定期に運行する事業用

自動車により乗合旅客を運送する場合（行事等の事由による一時的な需要に応じて運行される場合を除く。）において、当該事業用自動車の運転者について準用する。この場合において、前項の規定は適用しない。

第 2 号様式（第 4 8 条の 6 関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

運行管理者資格者証交付申請書			
(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	旅客自動車運送事業運輸規則第 4 8 条の 5 第 1 項 1 <u>第 1 号</u> 2 <u>第 2 号</u> に該当する。
(略)			

第 4 号様式（第 4 8 条の 1 3 関係）

(表)		(裏)
← (略) × (略) →		← (略) × (略) →
旅客自動車運送事業 運行管理者試験受験申請書		旅客自動車運送事業 運行管理者試験受験申請書
(略)		(略)
旅客自動車運送事業運行管理者試験 を受けたので、旅客自動車運送事業 運輸規則第 4 8 条の 1 3 第 1 項の規定 により、別紙書類を添付して申請しま す。		(略)
旅客自動車運送事業 運行管理者試験受験申請書		(略)
(略)		(略)

第 2 号様式（第 4 8 条の 6 関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

運行管理者資格者証交付申請書			
(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	旅客自動車運送事業運輸規則第 4 8 条の 5 1 <u>1 号</u> 2 <u>2 号</u> に該当する。
(略)			

第 4 号様式（第 4 8 条の 1 3 関係）

(表)		(裏)
← (略) × (略) →		← (略) × (略) →
旅客自動車運送事業 運行管理者試験受験申請書		旅客自動車運送事業 運行管理者試験受験申請書
(略)		(略)
旅客自動車運送事業運行管 理者試験を受けたので、旅客自動車 運送事業運輸規則第 4 8 条の 1 3 第 1 項の規定により、別紙書類を添付して 申請します。		(略)
旅客自動車運送事業 運行管理者試験受験申請書		(略)
(略)		(略)

(略)	
	(略) 運行管理客試験 旅客自動車運 (略)
(略)	

(略)	
	(略) 運行管理客試験 旅客自動車運 (略)
(略)	

○旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（趣旨） 第一条 旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体の事業又は自動車の所有若しくは使用に関する報告については、別に定めるものを除き、この省令の定めるところによる。 （事業報告書及び輸送実績報告書） 第二条 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長（以下「管轄地方運輸局長」という。）、運輸監理部長（以下「管轄運輸監理部長」という。）若しくは運輸支局長（以下「管轄運輸支局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ一通提出しなければならない。				（趣旨） 第一条 旅客自動車運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体の事業又は自動車の所有若しくは使用に関する報告については、別に定めるものを除き、この省令の定めるところによる。 （事業報告書及び輸送実績報告書） 第二条 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長（以下「管轄地方運輸局長」という。）、運輸監理部長（以下「管轄運輸監理部長」という。）若しくは運輸支局長（以下「管轄運輸支局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ一通提出しなければならない。			
一 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者	国土交通大臣及び管轄地方運輸局長	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後百日以内				

四 一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者及び道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十六条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された一般乗用旅客自動車運送事	三（略）			
	（略）	（略）	国土交通大臣	管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	二（略）			
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

三 一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）	二（略）			
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

二 損益計算書及び貸借対照表 一 (略)	業者であつて、 地方運輸局長が 定めるものを除 く。)			
	五 (略)	(略)	(略)	
	六 一 一般乗用旅客 自動車運送事業 者(道路運送法 第八十六条第一 項の規定により 業務の範囲を限 定する条件を付 された一般乗用 旅客自動車運送 事業者であつて 、地方運輸局長 が定めるものに 限る。)	管轄地方運輸 局長及び管轄 運輸監理部長 又は管轄運輸 支局長	第四号様式第三 表による輸送実 績報告書	毎年五月三 十一日まで
	七 (略)	(略)	(略)	(略)

2 前項の事業報告書は、次に掲げるとおりとする。ただし、個人タクシー事業者にあつては第三号ロに掲げるものを除き、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては同号ハに掲げるものを除くものとする。

二 損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書又は社員資本 一 (略)				
	四 (略)	(略)	(略)	
	五 (略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	

2 前項の事業報告書は、次に掲げるとおりとする。ただし、個人タクシー事業者にあつては第三号ロに掲げるものを除き、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては同号ハに掲げるものを除くものとする。

等変動計算書

三 (略)

3 (略)

4 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に第一項の輸送実績報告書を提出するときは、運行系統図（運行系統の番号、起点、終点及び主な経過地を明示し、かつ、運行系統を色分けして記載したもの）を添付しなければならない。ただし、前年四月一日から三月三十一日までの間に運行系統の新設、変更又は廃止を行わなかったときは、この限りでない。

三 (略)

3 (略)

4 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に第一項の輸送実績報告書を提出するときは、運行系統図（運行系統の番号、起点、終点及び主な経過地を明示し、かつ、運行系統を色分けして記載したもの）を添付しなければならない。ただし、前年四月一日から三月三十一日までの間に運行系統の新設、変更又は廃止を行わなかったときは、この限りでない。

(自家用有償旅客運送の輸送実績報告書)

第二条の二 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、自家用有償旅客運送の種別ごとに第六号様式による輸送実績報告書を、毎年五月三十一日までに一通提出しなければならない。

2 前項の輸送実績報告書は、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものとする。

第 2 号様式（第 2 条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）第 1 表

（略）

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

路線定期運行・路線不定期運行の別

路線定期運行

（該当事項を○で囲むこと。）

路線不定期運行

一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書（ 年度）

（略）

備考 1 この報告書は、路線定期運行、路線不定期運行ごとに別葉として作成すること。
2～8 （略）

第 2 号様式（第 2 条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）第 2 表

運行系統別輸送実績報告書（ 年度）

（略）

記載要領

1～5 （略）

6 運行ダイヤは、路線定期運行について記載すること。

7～10 （略）

第 2 号様式（第 2 条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）第 3 表

事業者番号

区乗

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）輸送実績報告書（ 年度）

あて

住 所

事業者名

第 2 号様式（第 2 条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）第 1 表

（略）

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書（ 年度）

（略）

備考 1～7 （略）

第 2 号様式（第 2 条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）第 2 表

運行系統別輸送実績報告書（ 年度）

（略）

記載要領

1～5 （略）

6～9 （略）

代表者名（役職名及び氏名）

電話番号

事業概況（年3月31日現在）

	管 轄 区 域 内		全 国
事業用自動車数（両）			
従業員数	（ ）	（ ）	（ ）

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

		管 轄 区 域 内		全 国
事業用自動車	延実在車両数（日車）			
	延実働車両数（日車）			
走行キロ（キロメートル）				
	うち実車キロ（キロメートル）			
運送回数（回）				
輸送人員（人）				
	うち定期（人）			
営業収入（千円）				
	うち旅客運賃収入（千円）			

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内		全 国
交通事故件数			

重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

- 備考 1. 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の当該事業について、許可（認可）を受けた営業区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該営業区域にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車について記載すること。
2. 全国の欄にあつては許可（認可）を受けた全ての営業区域における当該事業について記載すること。
3. 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。
4. 従業員数の欄の（ ）には、運転者数を記載すること。
5. 交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
6. 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

第2号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）第4表

事業者番号		区乗
-------	--	----

営業区域別輸送実績報告書（ 年度）

事業者名

営業区域	年間輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）							備考
	走行キロ （キロメートル）	輸送人員		1人平均乗車 キロ （キロメートル）	輸送人 キロ （人キロ）	平均乗車密度 （人）	運送収入 （千円）	走行キロ1キロメートル当たり運送収入 （円）
		計 （人）	うち定期 （人）					

⋮

⋮

⋮

計									

記載要領

- この報告書は、毎年3月31日において存する営業区域について記載すること。
- 1人平均乗車キロは、営業区域ごとの実態調査に基づいて記載すること。ただし、実態調査を伴わない場合は、推計により記載すること。
- 輸送人キロ及び平均乗車密度は、次の算式により算出すること。
 - 輸送人キロ＝輸送人員×1人平均乗車キロ
 - 平均乗車密度＝ $\frac{\text{輸送人キロ}}{\text{走行キロ}} \times 100$
- 備考欄については、次の事項について記載すること。
 - 当該年度の途中において新設した営業区域にあつては、「 年 月 日から運輸開始」
 - 当該年度において、1月以上の期間継続して運行しなかつた営業区域にあつては「 年 月 日から 年 月 日まで休止」
 - 運輸期間又は運輸期日を定めて運行した営業区域にあつてはその内容

第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）第3表

事業者番号		限定
-------	--	----

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

一般乗用旅客自動車運送事業（限定）輸送実績報告書（ 年度）
あて

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）
電話番号

事業概況（ 年3月31日現在）

	管 轄 区 域 内	全 国
資本金（基金）の額（千円）		

兼営事業		
事業用自動車数（両）		
従業員数	（ ）	（ ）

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内	全 国
走行キロ（キロメートル）		
運送回数（回）		
輸送人員（人）		
営業収入（千円）		

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内	全 国
交通事故件数		
重大事故件数		
死者数		
負傷者数		

備考 1 兼営事業については、主な兼営事業の名称を記載すること。
2 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。
3 従業員数の欄の（ ）には、運転者数を記載すること。
4 交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
5 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

第6号様式（第2条の2関係）（日本工業規格A列4番）

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

種別	市町村	過疎地	福祉
----	-----	-----	----

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（ 年度）

あて

住 所

運送者名

代表者名（役職名及び氏名）

電話番号

概況（ 年3月31日現在）

		管 轄 区 域 内		全 国
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	車いす車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	兼用車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	回転シート車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	セダン等（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	バス（両）			
	計（両）	（ ）	（ ）	（ ）
路線（キロメートル）又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数				

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内		全 国
走行キロ（キロメートル）			
輸送人員（人）又は運送回数（回）			

運送収入（千円）			
----------	--	--	--

事故件数（前年４月１日から本年３月３１日まで）

	管 轄 区 域 内		全 国
交通事故件数			
重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

- 備考 1. 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
2. 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の過疎地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
3. 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における過疎地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
4. 自家用有償旅客運送自動車数の欄の（ ）には、軽自動車数を記載すること。
5. 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第４９条第３号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
6. 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあつては輸送人員を、過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。
7. 交通事故とは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７２条第１項の交通事故をいう。
8. 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第２条の事故をいう。

改 正 案	現 行
（令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為） 第四十三条の七 令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一〇十二 （略） 十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為 十四〇二十五 （略）	（令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為） 第四十三条の七 令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一〇十二 （略） 十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為 十四〇二十五 （略）

改 正 案	現 行
（令第十条第三号の国土交通省令で定める行為） 第八条 令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一〇十一 （略） 十二 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為 十三〇二十一 （略）	（令第十条第三号の国土交通省令で定める行為） 第八条 令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一〇十一 （略） 十二 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為 十三〇二十一 （略）

改 正 案	現 行
（集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為） 第一条 集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一〇十一 （略） 十二 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為 十三〇二十三 （略）	（集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為） 第一条 集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一〇十一 （略） 十二 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為 十三〇二十三 （略）

改 正 案	現 行
（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為） 第二十四条 令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一〇十二 （略） 十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為 十四〇二十六 （略）	（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為） 第二十四条 令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一〇十二 （略） 十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為 十四〇二十六 （略）

○移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成十二年運輸省・建設省令第十号）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇十一 （略） 十二 自動車 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。）をいう。 十三・十四 （略） 2 （略）	（定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇十一 （略） 十二 自動車 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。 十三・十四 （略） 2 （略）

改 正 案	現 行
（利用者の利益の保護に関する指導） 第八条 法第十八条の規定による運転代行業務従事者に対する指導は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一 四 （略） 五 自動車運転代行業が旅客自動車運送事業と異なることその他道路運送法第四条、第四十三条及び第七十八条の遵守に関する事項 2 （略）	（利用者の利益の保護に関する指導） 第八条 法第十八条の規定による運転代行業務従事者に対する指導は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一 四 （略） 五 自動車運転代行業が旅客自動車運送事業と異なることその他道路運送法第四条、第四十三条及び第八十条第一項の遵守に関する事項 2 （略）